

連結納税制度に関する専門家会合（第1回）終了後の記者会見議事録

日 時：平成30年11月7日（水）14時02分～14時08分

場 所：財務省国際会議室（本庁舎4階）

○吉沢主税局税制第三課長

それでは、本日の会合についてですが、傍聴いただいたと思いますので、お聞きいただいたとおりでと思いますが、この会合は、10月23日に開催されました政府税調の第19回総会における議論を踏まえて、連結納税制度に関する議論の素材を前もって整理するためということで設けられたものであります。

今日の会合では、総会でいただいた御意見を改めて御確認いただいた上で、今後の検討の視点ということで御議論いただきました。

今後の検討に当たりましては、連結納税制度の適用実態やグループ経営の実態を十分に把握した上で、完全支配関係にある企業グループ内の損益通算を可能とする基本的な枠組みは維持しつつ、制度の簡素化や中立性・公平性の関連から見直しを行うということです。

今後の進め方ですが、田近座長から最後の方に御発言がありましたが、年明け以降に随時開催ということで、議論が深められていき、検討の進捗に応じて総会にも報告をするということかと思っております。

私からは以上です。

○記者

今後実態把握を進めていくということでしたが、どのような形で実態把握を進めていって、いつまでに終わらせるのか。

○吉沢主税局税制第三課長

そこはまさにこれから検討させていただきたいと思うのですが、何らかの形で経済界の方に協力をいただかなければいけませんので、そういう御相談をしながら、できれば年明けには何らかの形で報告ができるようにしたいと思っておりますが、そこは今後御相談していきたいと思っております。

○記者

企業を抽出した上でヒアリングをして、年明けまでに。

○吉沢主税局税制第三課長

そこも含めまして、どのようなやり方をするかはこれから御相談させていただきたいと思っております。

○記者

議論の時間軸はどのように考えていますか。

○吉沢主税局税制第三課長

時間軸としては、まず今日の議論を踏まえまして、いろいろ整理することもありま

すので、そういったことも踏まえて、年明け以降にまた開催したいと思っておりますが、その後につきましては、どのように議論が収束していくかということもありますので、今の段階でいつまでにどうするということとは言えませんが、年明け以降精力的に行っていきたいと思っております。

○記者

最後にもう一点、会社法や組織再編税制等も関連してくるというお話だったのですが、それとの連携、情報交換といえますか、そういうものはどのようにされていくのか。

○吉沢主税局税制第三課長

情報交換といえますか、制度としては、今あるものがありますので、検討の中でそういったところとの比較も考えながら御議論いただけるようにしていきたいと思っております。

○記者

議論の中で単体申告ということをおっしゃる委員の方がいらっしゃいましたが、現状、納税義務については連結親法人が負っているところだと思うのですが、納税義務をばらすということなのか、便宜的に申告というものを、納税義務はそのままにして、申告書はそのまま準備しておいてくださいみたいな、どういうことなのか。納税義務のところはそもそも変わってしまうのか。

○吉沢主税局税制第三課長

それも今日初めてそういう具体的な御議論をいただいたところですので、そういった点ももちろん論点として出てくるかと思っておりますが、そこも含めて今後整理をしていきたいと思っております。

○記者

先ほどの質問であったように、組織再編税制のところとの関係というのをもう少し、どういう関係なのか。つまり、今回、連結納税制度の話だと思うのですが、組織再編税制の方の適格再編の要件も何か変わっていくものがあるという話なのでしょうか。

○吉沢主税局税制第三課長

そこも今後の御議論次第ということではあるのですが、私が受け取った印象は、今日の御議論は、組織再編税制の方はこれまで会社法制などの変更に応じて改正が行われてきております。一方で、連結納税制度は平成14年に導入されて、大きな枠組みはそんなに変わってきていないということで、両方にずれが生じている部分があるのではないかという御指摘でしたので、どちらかといいますと、組織再編税制の方を見て、連結納税制度がずれてしまっている部分があるのではないか。そういうところをきちんと整合性をとっていくべきではないかという議論だったかと理解しております。

○記者

分かりました。今日はありがとうございました。

[閉会]